

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	砂利の採取計画の認可	
根拠法令(例規)及び条項	砂利採取法第 16 条	
法令(例規)番号	昭和 43 年 5 月 30 日 法律第 74 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係	
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ☒ イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間	日	
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		砂利の採取計画の変更の認可
根拠法令(例規)及び条項		砂利採取法第 20 条第 1 項～第 3 項
法令(例規)番号		昭和 43 年 5 月 30 日 法律第 74 号
関 係 条 項		砂利採取法 16 条
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ☒ イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	岩石の採取計画の認可	
根拠法令(例規)及び条項	採石法第 33 条	
法令(例規)番号	昭和 25 年 12 月 20 日 法律第 291 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係	
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ☒ イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間	日	
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		岩石の採取計画の変更の認可
根拠法令(例規)及び条項		採石法 33 条の 5 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 25 年 12 月 20 日 法律第 291 号
関 係 条 項		採石法第 33 条
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ☒ イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		組合の事業の転換の認可
根拠法令(例規)及び条項		中小企業団体の組織に関する法律第 5 条の 7 第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 32 年 11 月 25 日 法律第 185 号
関 係 条 項		中小企業団体の組織に関する法律第 11 条
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ☒ イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		日
備 考		

<根拠法令>

○中小企業団体の組織に関する法律

(事業)

第五条の七 協業組合は、次の事業の全部又は一部を行なうことができる。

- 一 協業（組合員又は組合員になろうとする者がその営む事業の部類に属する事業の全部又は一部を協同して経営するため、当該事業を協業組合の事業として行なうことをいう。以下同じ。）の対象事業
- 二 前号の事業に関連する事業
- 三 前二号の事業に附帯する事業

2 協業組合は、需給構造その他の経済的事情が著しく変化したため事業の転換を行なう必要が生じた場合には、前項の規定にかかわらず、主務大臣の認可を受けて、同項の事業以外の事業を行なうことができる。

<関係条項>

○中小企業団体の組織に関する法律

(都道府県が処理する事務)

第十一条 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるもののうちその事務所の全てが一の都道府県の区域内にある協業組合（その行う事業に別表第一に掲げる業種に属する事業を含む協業組合を除く。）に関するものは、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

- 一 法第五条の七第二項に規定する事務
- 二 法第五条の十七第一項に規定する事務
- 三 法第五条の二十二に規定する事務
- 四 法第五条の二十三において準用する中小企業等協同組合法に規定する事務
- 五 法第九十五条第四項又は第百条の十一に規定する事務

2 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるもののうちその地区が都道府県の区域を超えない商工組合又は商工組合連合会（その資格事業に別表第二に掲げる業種に属する事業を含む商工組合又は商工組合連合会を除く。）に関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

- 一 法第九条ただし書に規定する事務
- 二 法第十七条の二（法第三十三条において準用する場合を含む。）に規定する事務
- 三 法第四十二条に規定する事務
- 四 法第四十七条、第五十四条、第六十九条第四項又は第七十一条において準用する中小企業等協同組合法に規定する事務
- 五 法第六十七条又は第六十九条第一項から第三項までに規定する事務
- 六 法第九十二条又は第九十三条第一項に規定する事務
- 七 法第九十六条第八項又は第九十七条第二項において準用する法第九十六条第五項に規定する事務

3～7 （略）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		組合の設立の認可
根拠法令(例規)及び条項		中小企業団体の組織に関する法律第 5 条の 17 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 32 年 11 月 25 日 法律第 185 号
関 係 条 項		中小企業団体の組織に関する法律第 11 条
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ☒ イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		日
備 考		

<根拠法令>

○中小企業団体の組織に関する法律

(設立の認可)

第五条の十七 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに協業計画、事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

- 一 設立の手續又は定款、協業計画若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。
- 二 事業を行なうために必要な経営的基礎を有すること。
- 三 協業計画及び事業計画の内容が、技術の向上、品質の改善、原価の引下げ、能率の増進その他生産性の向上に寄与するものであると認められること。

<関係条項>

○中小企業団体の組織に関する法律

(都道府県が処理する事務)

第十一条 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるもののうちその事務所の全てが一の都道府県の区域内にある協業組合（その行う事業に別表第一に掲げる業種に属する事業を含む協業組合を除く。）に関するものは、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

- 一 法第五条の七第二項に規定する事務
- 二 法第五条の十七第一項に規定する事務
- 三 法第五条の二十二に規定する事務
- 四 法第五条の二十三において準用する中小企業等協同組合法に規定する事務
- 五 法第九十五条第四項又は第百条の十一に規定する事務

2 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるもののうちその地区が都道府県の区域を超えない商工組合又は商工組合連合会（その資格事業に別表第二に掲げる業種に属する事業を含む商工組合又は商工組合連合会を除く。）に関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

- 一 法第九条ただし書に規定する事務
- 二 法第十七条の二（法第三十三条において準用する場合を含む。）に規定する事務
- 三 法第四十二条に規定する事務
- 四 法第四十七条、第五十四条、第六十九条第四項又は第七十一条において準用する中小企業等協同組合法に規定する事務
- 五 法第六十七条又は第六十九条第一項から第三項までに規定する事務
- 六 法第九十二条又は第九十三条第一項に規定する事務
- 七 法第九十六条第八項又は第九十七条第二項において準用する法第九十六条第五項に規定する事務

3～7 （略）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	臨時総会の招集の承認	
根拠法令(例規)及び条項	中小企業団体の組織に関する法律第 5 条の 23 第 3 項において準用する中小企業協同組合法第 48 条	
法令(例規)番号	昭和 32 年 11 月 25 日 法律第 185 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係	
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ☒ イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間	日	
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	定款の変更の認可
根拠法令(例規)及び条項	中小企業団体の組織に関する法律 5 条の 23 第 3 項において準用する中小企業協同組合法第 51 条第 2 項
法令(例規)番号	昭和 32 年 11 月 25 日 法律第 185 号
関 係 条 項	
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係
審 査 基 準	
審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ☒イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間	日
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		余裕金運用の認可
根拠法令(例規)及び条項		中小企業団体の組織に関する法律 5 条の 23 第 3 項において準用する協同組合法第 57 条の 5 ただし書
法令(例規)番号		昭和 32 年 11 月 25 日 法律第 185 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ☒ イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		合併の認可
根拠法令(例規)及び条項		中小企業団体の組織に関する法律 5 条の 23 第 4 項において準用する中小企業等協同組合法第 66 条 1 項
法令(例規)番号		昭和 32 年 11 月 25 日 法律第 185 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ☒ イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	合併の認可	
根拠法令(例規)及び条項	中小企業団体の組織に関する法律 5 条の 23 第 4 項において準用する中小企業等協同組合法第 66 条 1 項	
法令(例規)番号	昭和 32 年 11 月 25 日 法律第 185 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係	
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ☒ イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間	日	
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		臨時総会の招集の承認
根拠法令(例規)及び条項		中小企業団体の組織に関する法律 5 条の 23 第 4 項で準用する中小企業等協同組合法第 69 条で準用する同法第 48 条
法令(例規)番号		昭和 32 年 11 月 25 日 法律第 185 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		組織変更の認可
根拠法令(例規)及び条項		中小企業団体の組織に関する法律第 95 条第 4 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 32 年 11 月 25 日 法律第 185 号
関 係 条 項		中小企業団体の組織に関する法律第 11 条第 1 項第 5 号
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ☒ イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		組織変更の認可
根拠法令(例規)及び条項		中小企業団体の組織に関する法律 96 条 5 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 32 年 11 月 25 日 法律第 185 号
関 係 条 項		中小企業等協同組合法第 111 条
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ☒ イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		決算関係書類の提出の延期の承認
根拠法令(例規)及び条項		中小企業団体の組織に関する法律施行規則第 90 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 32 年 11 月 25 日 法律第 185 号
関 係 条 項		中小企業等協同組合法第 105 条の 2 及び第 111 条
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ☒ イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		組合員以外利用の特例の許可
根拠法令(例規)及び条項		中小企業等協同組合法 9 条の 2 の 3 第 1 項
法令(例規)番号		昭和 24 年 6 月 1 日法律第 181 号
関 係 条 項		第 9 条の 2 第 3 項
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ☒ イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		共済規程の認可
根拠法令(例規)及び条項		中小企業等協同組合法 9 条の 6 の 2 第 1 項
法令(例規)番号		昭和 24 年 6 月 1 日法律第 181 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	共済規程の変更又は廃止の認可	
根拠法令(例規)及び条項	中小企業等協同組合法 9 条の 6 の 2 第 4 項	
法令(例規)番号	昭和 24 年 6 月 1 日法律第 181 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係	
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ☒ イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間	日	
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		組合の設立の認可
根拠法令(例規)及び条項		中小企業等協同組合法第 27 条の 2 第 1 項
法令(例規)番号		昭和 24 年 6 月 1 日法律第 181 号
関 係 条 項		中小企業等協同組合法第 111 条
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	☒ ：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		臨時総会の招集の承認
根拠法令(例規)及び条項		中小企業等協同組合法第 48 条(第 42 条 8 項で準用する場合を含む)
法令(例規)番号		昭和 24 年 6 月 1 日法律第 181 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ☒ イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	定款の変更の認可
根拠法令(例規)及び条項	中小企業等協同組合法 51 条 2 項
法令(例規)番号	昭和 24 年 6 月 1 日法律第 181 号
関 係 条 項	
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係
審 査 基 準	
審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ☒ イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間	日
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	余裕金運用の認可	
根拠法令(例規)及び条項	中小企業等協同組合法 57 条の 5	
法令(例規)番号	昭和 24 年 6 月 1 日法律第 181 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係	
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ☒ イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間	日	
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	合併の認可	
根拠法令(例規)及び条項	中小企業等協同組合法 66 条 1 項	
法令(例規)番号	昭和 24 年 6 月 1 日法律第 181 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係	
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ☒ イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間	日	
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	臨時総会の招集の承認	
根拠法令(例規)及び条項	中小企業等協同組合法第 69 条で準用する 48 条	
法令(例規)番号	昭和 24 年 6 月 1 日法律第 181 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係	
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ☒ イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間	日	
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	組合員以外利用の特例の許可	
根拠法令(例規)及び条項	中小企業等協同組合法施行規則第 169 条第 2 項	
法令(例規)番号	平成 20 年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号	
関 係 条 項	中小企業等協同組合法第 61 条の 2	
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係	
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ☒ イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間	日	
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		決算関係書類提出遅延の承認
根拠法令(例規)及び条項		中小企業等協同組合法施行規則第 187 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 20 年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号
関 係 条 項		中小企業等協同組合法第 105 条の 2
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ☒ イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	商店街整備計画の認定等	
根拠法令(例規)及び条項	中小小売商業振興法第 4 条	
法令(例規)番号	昭和 48 年 9 月 29 日 法律第 101 号	
関 係 条 項	中小小売商業振興法第 15 条、中小小売商業振興法施行令第 11 条	
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係	
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ☒ イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間	日	
備 考		